

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案修正新旧対照表

修 正 案	旧 条 文
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律
(趣旨)	(趣旨)
<p>第一条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築すること我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。</p>	<p>第一条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。</p>
(消費税法の一部改正)	(消費税法の一部改正)
第二条 省 略	第二条 同 上
第三条 省 略	第三条 同 上
第四条から第六条まで 削除	第四条 第二項の表を次のように改める。

一 千万円以下の金額

百分の十

第五条 相続税法の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第五号イ中「すべて」を「全て」に改め、「相続人の数」の下に「(当該相続人の数のうち次に掲げる者の合計数とし、その者が次の(1)から(3)までのうち二以上に該当する者である場合には、その者の数を一とする。)」を加え、同号イに次のように加える。

(1)二十歳未満の者

(2)(3)第十九条の四第二項に規定する障害者

相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた者

第十二条第一項第六号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

(相続税法の一部改正)

別表第二(八)を次のように改める。
別表第三(七)を次のように改める。
別表第三に次のように加える。
別表第四を次のように改める。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超える三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超える六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超える九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超える千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超える五千万円以下の金額	百分の四十
五千万円を超える金額	百分の四十五

千万円を超える金額	百分の十五
三千万円を超える金額	百分の二十
五千万円を超える金額	百分の三十
一億円を超える金額	百分の四十
二億円を超える金額	百分の四十五
三億円を超える金額	百分の五十
三億円を超える六億円以下の金額	百分の五十五
六億円を超える金額	

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超える三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超える四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超える六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超える八百万円以下の金額	百分の四十
八百万円を超える千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超える三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条ただし書中「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十九条の五第一項中「第二十一条の九第三項」の下に「(第七十条の二)の四第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同一

じ。)」を加える。

第七十条の二の二の次に次の二条を加える。

(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)

第七十条の二の三 平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者(その年一月一日において二十歳以上の者に限る。)のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超えて四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超えて六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超えて八百万円以下の金額	百分の三十
八百万円を超えて千五百万円以下の金額	百分の四十五
一千五百万円を超えて三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超えて四千五百万円以下の金額	百分の五十五
四千五百万円を超える金額	

2 | 2 | その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得了の場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系卑属となつたときは、直系卑属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3 | 3 | 贈与により第一項の規定の適用を受ける財産(第一号において「特別贈与財産」という。)を取得した者がその年に贈与により同項の規定の適用を受けない財産(第二号において「一般贈与財産」という。)を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十二条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。
一 前条及び相続税法第二十二条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特別贈与財産の価額が

その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうち、に占める割合を乗じて計算した金額

二 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6 第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の四 平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により

財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産についても、前項の規定の適用はないものとする。

3 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなりた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第二項第五号中「第七十条の二の二」の下に「及び第七十条の二の三」を加え、同条第三項第二号中「第二十一条の九第二項」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加える。

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第一百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条から前条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第一百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 同上

イ 別するための番号に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二号）第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号二（3）及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるもの）をいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）をいう。）等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

口 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ 第二条の規定の施行からイ及び口の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

二 消費税率の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ホ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ホからトまで及びヌにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関する行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

口
イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

二 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下二からへまで及びりにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

- (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
- (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
- (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。
- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

ト 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税（消費税を含めた価格を表示しない価格表示の方法をいう。）、内税（消費税を含めた価格を表示する価格表示の方法をいう。）等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

チ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

ト 同上

ヘ 同上

ホ 同上

(5) 同上

(4) 同上

(3) 同上

リ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対してもうことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

又 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

ル 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ヲ 森林吸収源対策（森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。）及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ワ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則の規定に基づく特例による税率をいう。）が維持されていること及び平成二十四年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

ヨ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個

チ 同 上

リ 同 上

又 同 上

ル 同 上

又 同 上

ル 同 上

ヲ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則の規定に基づく特例による税率をいう。）が維持されていること及び平成二十四年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

ワ 同 上

カ 同 上

二 同 上

イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個

人の道府県民税及び市町村民税（二において「個人住民税」といふ。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

口 給与所得控除については、眞に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となつてゐるかどうかとの観点及び課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。）の拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。

ハ 年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。

二 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。

ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によつて定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極め

(1) 同 上

ト 同 上
へ 同 上

人の道府県民税及び市町村民税（トにおいて「個人住民税」といふ。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

口 給与所得控除の在り方については、眞に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となつてゐるかどうかとの観点及び課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。）の拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。

ハ 年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。

二 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。

ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によつて定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基

て限定期的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。
イ 事業承継税制（租税特別措置法第七十条の七から第七十条の七の四までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。）について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第二十一条において同じ。）、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることを踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。
番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び行政手続における特定の個人を識別する

三 同 上

(3) 同 上

四 同 上

イ 事業承継税制（租税特別措置法第七十条の七から第七十条の七の四までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。）について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第五条の規定の施行に併せて見直しを行う。

ロ 同 上

五 同 上
イ 同 上

ロ 同 上

六 同 上

ための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第二百四十九号）の公布後、納税者の利便の向上、番号法第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十四項に規定する法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつゝ、引き続き検討すること。

七 國際的な取引に関する課税については、國際的な租税回避の防止、
支那の通商の見直し、通商政策の改定等、國會に上呈された。

八、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帶税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。
年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

附則

(旅行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 公布の日

二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月一日

第二条、第十四条 省略

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による

改正後の消費税法（次条において「二十七年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日ま

七 同 上

八 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について
本格的な作業を進めること。

附則

(旅行期目)

第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条の規定 公布の日

二 第四条から第六条までの規定及び附則第十九条から第二十五条までの規定 平成二十七年一月一日

第二条～第十四条 同上

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条において「二十七年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第三号に定める日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日ま

での間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十七年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間(みなし課税期間)にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三条中「施行日前」とあるのは「施行日から附則第一条第二号に定める日(以下附則第十四条までにおいて「一部施行日

での間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十七年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間(みなし課税期間)にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三条中「施行日前」とあるのは「施行日から附則第一条第三号に定める日(以下附則第十四条までにおいて「一部施行日

率」とあるのは「規定する税率又は附則第十五条及び第十六条の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率」と、附則第十四条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、同条第四項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と読み替えるものとする。

2・3 省略

第十七条 省略

(消費税率の引上げに当たつての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三ペーセント程度かつ実質の経済成長率で二ペーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たつての経済状況の判断を行ふとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況

率」とあるのは「規定する税率又は附則第十五条及び第十六条の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率」と、附則第十四条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、同条第四項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と読み替えるものとする。

2・3 同上

第十七条 同上

(消費税率の引上げに当たつての措置)

第十八条 同上

2 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たつての経済状況の判断を行ふとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況

況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(所得税の税率に関する経過措置)

第十九条 第四条の規定による改正後の所得税法（以下附則第二十一条までにおいて「新所得税法」という。）第八十九条第一項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第二十条 平成二十七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第一百四十条第一項又は第一百四十一條第一項（これらの規定を新所得税法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第四条の規定による改正前の所得税法（次条において「旧所得税法」という。）第二編第三章第一節又は第一百六十五条の規定を適用して計算した所得税の額による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第二十一条 新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、平成二十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二十二条 第五条の規定による改正後の相続税法（以下附則第二十四条までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

新相続税法の贈与税に関する規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（未成年者控除に関する経過措置）

第二十三条 新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第五条の規定による改正前の相続税法（以下この条及び次条において「旧相続税法」という。）第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（障害者控除に関する経過措置）

第二十四条 新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第一百九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法、又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による

改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第二十五条 第六条の規定による改正後の租税特別措置法第六十九条の五第一項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項第二号の規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税に係る措置）

第二十条 所得税については、格差のは正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制

上の措置を講ずる。

(資産課税に係る措置)

第二十一条 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。